

安孫子 麟 「農村自治 — 構造と論理 —」

課題をまとめるためのひとつの提言」

本報告では、「農村自治—構造と論理—」に即しながら、「農村自治」に対するアプローチについての共通理解が得られるような方向で、私の考え方を述べてみたい。

I 農村自治の概念と取上げるべき範囲

さて、過去二年間に亘って、村研が「農村自治」をテーマとして取り上げてきた中で、残された大きな問題は、農村自治という概念をどう絞つて使うか、即ち、具体的には、農村自治と廻り方自治一般という二つの概念がどのように関連し合うのか、ということが明確になつていなかることである。例えば、昨年の木村会員報告のように、近代的意味での古典的自治概念をもつて農村自治をみた場合、どういふうに捉えられるのか具体的には、かつての検地村が有していた「自治」機構 明治初年の旧村が持つていた自治機能、さらには町村制以降の部落の機能などまで含めて農村自治を考える

のか、或いは、昨年の余田会員の報告が農村自治の中でのようない位置づけを与えるのか、等の問題もいずれも、農村自治と地方自治一般との概念的な整理の中で明らかにされねばならない問題だと思う。

もともと、村研が農村自治を共通課題として取り上げた際の課題意識は、生活破壊に対して、農民が小經營を維持する方向でそれに対処するための農民の主体的力量による集団的な運動・組織の再編成が問われた中で、生まれてきたものであり、そこでの論点の発展が農村自治へと集約されてきたものであった。しかも、それは優れて農民の主体性に係わる課題であった。こうした経緯から考えると、農村自治の概念や検討課題は、当然そうした観点から限定してゆかねばならない。また、自治を考える際のもうひとつの一前提は、制度としての自治（自治制度や自治体・行政体）とその中味や担い手、運動の側面とは厳密に区別されねばならない、ということである。

こうした前提から考えてゆくと、自治の中味は、結論的には、その時々の社会状態に於いて、人が個々にもつてゐる自由（支配階級、権力・国家からの自由）を実現するための集団的な運動ないしその組織として考えることができる。とすれば、自治というものは歴史的に多様な段階を経てきたことになる。通常われわれは、自由とか自治というのを個人が確立した近代社会に於けるもの、と考えるのであるが、中世都市の自治即ち都市ギルドは領主権力から独立し自由になつたという意味で、これも自治とみなしているのであるか

から、横行的には自治概念は近代的な自治のみを問題にしているのではないことが解る。同様に、日本の場合でも江戸時代の村の村規約や村法等もそれなりに自治として理解されている場合もある。ただ、そのことと、われわれが取り上げる「自治概念とは違う」ということを明確にしておく必要がある。以上が自治の古典的意味から限定されてくるところの問題である。

次に、農村自治という場合の意味は、農民といふ小ブルジョアが新しい手となつてゐる自治をさすことにして、古典的な自治といふのは小ブルジョアの自治である、と指摘されてきたが、資本主義社会が完成され以降は、地方自治といふのは小ブルジョアの自治として考えられている訳ではなく、一定の居住範囲に限定された、その意味では居住地の共通性に限定された諸個人の「住民自治」という考え方方が強く出され、したがつてそこでは、生産関係とか階級という視点からの位置づけの中から、自治概念が出てくるのではない。この点がわれわれのいう農村自治の概念との重要な相違である。農民といふ小ブルジョアの自治といふと、中世都市ギルドの自治と或る程度の共通性を有することになるが、農村自治という場合は、農林漁業との深い係わりの中で、それと分ちがたく生活しているという意味においての自治を考えてゆかねばならないのである。

さて、このように考えてみると、われわれが農村自治を取り上げるべき時間的な範囲も、日本の農村社会を貫く問題のうち、とりわけ日本の資本主義との関連から、近代の農村自治に限定するのが至当であろう。そのことが、現在の生活破壊に係わつて提起されてき

た問題を発展的に展望することにもなる。

次に、自治の中味—運動についての問題であるが、これを担い手の問題として考えるところは先に指摘した自治の制度と中味（運動）の内容に係わることであるが、自治には二つの種類の担い手が存在するという視点が不可欠である。即ち、第一の担い手は、上からの体制的な制度や政策を受け止めて、その枠内で自由を実現してゆこうとするような運動の担い手、つまり上からの運動・政策の受け皿としての担い手、一具体的には戦前の地主層等である。これに対しても、第二の担い手は、そうした体制的な動きには拘束されず、反体制的ないし少なくとも体制とは保もらぬ動きとして、自分達自身の問題として自由を実現してゆこうとする運動の担い手が存在する。このように二種類の担い手の縮み合ひの中で、その時代の農村自治がどのように規定されてゆくか、という観点から農村自治の概念を考えてゆきたいと考える。いうまでもなく本来の自由というのは、拘束されない自由であり、上からの動きに対応する前者の担い手を内容とする自治は、それだけ自由を拘束されている訳であり、後者の自治が本來的な自治であると考えられるが、農村の場合、上からの政策が農民の生産に関する経済的利害に直接係わる場合が非常に多いだけに、そうした政策を受け止める受け皿ができるやすいのであり、その点が上からの受け皿としての担い手を無視できない大きな理由となつていて。そして、その二つの担い手が、資本主義との関連では、上からの道と下からの道とに保つて、位置づけられねばならないのである。

## II 日本における農村自治の二期

上のような観点から、近代以降の農村自治を段階的に時期区分すると、次のような五つの段階が考えられるのではないか。

①町村制（制度）と部落（実態・地主中心）の二重構造期へ明治維新～明治末期・中期となるのは町村制施行以降～新しい地方制度としての町村制が整備されてそれが下されてきつても、その上からの力が下まで十分に貫徹しない時期であり、そうした上からの動きに対して、下からは部落有財産や共同作業等の従来からの物的基盤に支えられる形で部落としての独自機能が強く存在していた時期である。その独自機能の中心をなすものが地主・地方名望家層等の従来からの村落支配者であつた。部落は行政区として行政の下請的性格を負わされていたが、単にそれだけに留まらない存在であつたのであり、従つてこの時期においては、新しい町村制の下での町村と部落のどちらが地方行政の主たる担当者であるかは一概には決定できない。昨年度の余田報告はこの後者の点についての詳細な報告であったが、ここではそうした部落が残つてゐる基盤が何であるのか、を明らかにすることが、部落の自治機能を評価する上の要となるであろう。

②地主支配による町村制と部落実態との一体化・統一化の進行の時期：①から②への移行の画期は、上からの政策と下からの対応の動きを考えると、一応明治末期に求められるが、それは決して機械的なものではなく、すべての部落がこの時期に第②の段階に入るというのではない。この時期には、内務省と農商務省が、それぞれの

意図するところは違つてゐたが、期を一にして部落有財産の統一】を打ち出して來たが、その一体的な政策が出てきたひとつの根柢は、住民としての農民と、生産者・小ブルジョアとしての農民——とう二つの性格が農民にあつたからだと考えられる。また、神社統合も、部落中心の纏りを氏神祭祀の側面から解体せしめ、新しい行政町村の下に統一を作り出そうとする意図の現われであつた。そして、この時期において、例えば部落有財産の統一が実質的に進行するなどして、部落の独自機能が解体ないし大きく変化した部落では、第二段階への移行が比較的スムーズに行なわれ、そうでないところでは、第一段階の性格が、第二・第三の段階まで残つてゆくことになる。また、この時期において、山林が開墾されて林業が成立し、原野が開墾されて田畠化してゆくといった動き自体が、日本の資本主義の確立と深く係わることなのであり、東北地方の例をひとつと見てみても、都市労働者の増大に対応して水田地帯が明確に形成され、あるいは鉄道の開通に伴い、山における部落有地の解体が進行するという事実も、日本資本主義の実態と十分に関連づけて考える必要がある。

③国家支配による一体化の進行と新たな運動。

④戦後民主化による自治の運動——国家による再編。

⑤高度成長・総合農政後の新たな課題と運動。

以上の③、④、⑤については項目のみを列挙しただけで、内容について触れるつもりはない。これまでの研究会及び大会での報告もこの五つの段階の中にそれぞれ対応して位置づけることができる

と考えられるが、ただ実態に即して云えば、④の段階の報告がない訳で、今後、ここに関連した研究報告が、理論的なものを踏えた上で、なされればよいと思う。

### III 各画期を貫く基本視点

①から⑤の段階を貫いて、われわれがいかなる形で農村自治にアプローチしてゆかねばならないのか、農村自治へのアプローチのための共通視点をここで提示しておきたい。

#### 一、地方自治一般の中で、農村自治が、それとどのような関連性

を有して位置していたのか、をそれぞれの画期毎にまず明確にしておく必要がある。つまり、明治初年の「部落自治」が、市町村制といふ地方自治とともにどのような関係にあつたのが、なぜそした関係ができるてくるのか、ということを農林漁業の展開との関連の中で明確にしておかねばならない。そして、広義の共同労働・共同利用を必要とすることが、生産のどのような条件に規定されて出ているのか、それが生活との程度関連づけられるのか、が明らかにされて初めて、その当時において、「部落自治」が持つていた意味が明らかになる。また、日本全体としてみれば、自治の二重構造が、なぜこの時期に存在しえたのか、も日本の特徴として明らかになるだろう。

その際「部落自治」のみを農村自治としてみるとではなく、同時に市町村制も農村自治の一側面として存在していること、つまり、上からの動きを受け止める地主等の動きがあつて、その人間が同時に部落の独自機能の立役者として動いている、という形での二重構

造に着目してゆかねばならない。その意味では、地主という自治の担い手の位置づけが明確にされてゆく必要がある。この問題は、大きく云えば、地方自治といふものを捉える資本の活動と土地所有の状況から規定される農業、その農業との絡みから規定される農村自治の特殊な在り方、こういう観点で、それぞれの段階について明確にしておくべきである。

二、これは、部落自治の性格に係わる抽象的な問題ではあるが、前近代的な共同体原理と近代的な自由の実現のための自治との対抗と連繋の在り方を明らかにすることが重要である。周知の通り、「前近代的な共同体原理は否定されるべきものであり、それが残っている限り、近代的自治の実現は不可能である」、という見解が存在するが、そうした杓子定規的な捉え方でよいのだろうか。少くとも日本の現実では、建前としての共同体的なものが否定されながらも、様々な場面にそれが存続しているのであり、またそれが自治概念自体の中にも深く絡み込んでいる。特に部落の自治は、従来の共同体原理そのものである。と考える人もいる程である。しかしながら、部落機能は、従来の封建的共同体の機能と比較すると著しく違つた側面を持つてゐるのであり、資本主義社会になつて非常に大きな変化を受け、かつての共同体原理は死滅しつつある共同体原理となつた。そこに新しい共同体原理が付け加わつて、部落が出てくるのである。したがつて、部落は優れて明治期的な所産であり、明治期的な特徴であると考へねばならないものと、私はみている。部落は、江戸時代にはなかつたものであるし、また昭和に入ると大きく崩れ

てくる存在であつた。以上のようすに、前近代的な共同体原理が、近代に入つて後もなぜ残つてゐるのか、また、それと一見近代的なものと考えられる自治とか、なぜ結びついてゐるのか、その間の矛盾・対抗がどのように展開するのか、等の問題が、自治の運動に即して明らかにされてゆかねばならないのである。

三、第三には、自治の担い手と組織が、どのような基盤に立つてゐるのか、どのようにしてそれらが形成されてくるのか、がやはりそれぞの段階について解明される必要がある。たとえば、産業組合の活動をみると、その活動を支えている基盤と、その活動が一定のものとして形成されてくる過程の中に、農民自治のひとつの動きが現われてゐるのである。昨年の菅野報告に示されたような担い手の分裂一上からの受け止め手と下からの運動の形成一の中で、それぞの基盤及び形成過程が明らかにされる必要があるが、それらのことはとりわけ①と②の段階で明確である。たとえば、②の段階の場合、一面では自小作上層の自立化過程が逆に部落機能を弱くし、地主支配に一元化してゆくのであり、したがつて、この段階における地方改良運動は、地主制の枠内で動き、その後地主制に対抗する動きも一方で起きてくる、という形で比較的明確にこの問題を捉えることができよう。また、③の段階になると、国家支配が、たとえば農村支配者を擰むのではなく、むしろ自小作層を捕えながら、ファシズム化が進行する、という動きが存在する。さらに、現段階においても、兼業化が進行する中で、労働者的性格を持つ担い手と、あくまでも農業經營をやつてゆこうとする農民と、或いはそこにお

ける保守的な地方有力者の動き等が複雑に絡みながら、担い手の形成がなされている。そうした面から考えると、この③と⑤の段階における自治の担い手の基盤とその形成過程とは、非常に複雑な形態をとると云わねばならないであろう。いずれにしても、そうした実態の中で、大枠として、二つの道に即して敷衍しながら、担い手の形成基盤と形成過程とをそれぞれ位置づけ、歴史的評価を与えてゆくことが肝要である。

四、最後に、自治の運動の中に現われた要求ないし目標、或いは、上からの制度や政策が狙つた目標が、どのようなものであつたのか、また、それらが日本の近代日本資本主義のそれぞれの段階でどのような意味をもつものであつたのが、が明らかにされねばならない。特に農民が国の動きに拘束されずに、自らの自由をどの範囲まで拡大するのか、或いは、どういう点で守るのか、という点を基本にすると、農民が上からの政策なり動きをどのように正しく受け止めたのか、ということが大きな問題となつてくる。その受け止め方は、否定的、修正的、肯定的……と様々であるが、その受け止め方との関連で、上からの政策・制度を評価し、下からの動きを評価してゆかねばならない。

以上、他にも報告・言及すべき点は多々あるが、この程度にして、あとは討論の場で補足したい。